

昭島市特別支援教育推進計画（案）

平成24年11月

昭島市教育委員会

はじめに

障害のある子どもへの教育は、平成 19 年 4 月より「特殊教育」*1 から「特別支援教育」*2 への転換を果たしました。これにより、従来の特殊教育の対象であった障害に加えて、知的な遅れのない発達障害*3(学習障害*4、注意欠陥多動性障害*5、高機能自閉症*6、アスペルガー症候群等)も新たに対象に含まれることになり、特別支援教育は、すべての学校において実施されることとなりました。

東京都は平成 16 年に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、小・中学校の特別支援教育充実への支援を実施していますが、平成 23 年度からは更なる推進に向け 6 年間をかけた第三次の実施計画を策定し、幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す教育環境の充実を図っています。

本市におきましては、教育施策の基本となる「昭島市教育振興基本計画」を策定し、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間をかけて、ふるさと昭島の自然や文化を愛し、社会に主体的に貢献できる「たくましい昭島っ子」の育成を図っているところでありますが、特別支援教育は、その中で、プラン 1「確かな学力の定着」の主要な施策として位置付け、児童・生徒の一人一人の教育ニーズに応じた支援を実施してまいりました。具体的には通級指導学級*7 の増設や特別支援教育支援員*8 の派遣など様々な施策を展開してきましたが、ここで、都の第三次実施計画を踏まえ、発達障害を含む障害のある児童・生徒の更なる自立と社会参加を目指すため、新たに平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間をかけた「昭島市特別支援教育推進計画」を策定いたしました。

これにより、発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒をトータルな面から支援する体制を整え、本市の目指す障害のある児童・生徒の一人一人の教育ニーズを把握し、もてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための特別支援教育を更に推進してまいります。

平成 24 年 10 月 昭島市教育委員会

目 次

はじめに	1
基本的な考え方	3
プラン1 推進体制の整備	4
・固定学級、通級指導学級等における教育内容の充実	5
・特別支援教室の開設	6
・適切な就学の推進	7
プラン2 教育内容の充実	8
・通級指導学級の教育課程の開発及び研究	9
・個別の教育支援計画の充実	10
・交流及び共同学習の推進	11
プラン3 人材の育成	12
・各学級の担当教員の専門性向上を図る研究及び研修の充実	13
・特別支援教育を推進するための人的支援体制の整備と充実	14
プラン4 関係機関との連携	16
・エリア・ネットワークの活用	17
・特別支援教育推進委員会の充実	18
・副籍制度、居住地交流の活用の更なる推進	19
・多摩立川保健所、多摩総合精神保健福祉センター等の活用	20
・学校間、学級間の教員連携の充実	21
プラン5 啓発活動	22
・理解、啓発事業の推進	23
・保護者との更なる連携	24
用語解説	26

基本的な考え方

現在の本市における特別支援教育体制は、小学校では、知的障害*9対応の特別支援学級*10（固定学級*11）が3校（共成小学校の若草学級、つつじが丘南小学校の杉の子学級、田中小学校のふたば学級）、中学校では、2校（昭和中学校の1組、多摩辺中学校のたまべ学級）、また、特別支援学級（通級指導学級）としては、小学校では、3校（難聴・言語障害*12対応として、富士見丘小学校のきこえとことばの教室、情緒障害*13等への対応として、拝島第三小学校のたんぼぼ学級、東小学校の大空学級）、中学校では、1校（情瑞雲中学校のずいうん学級）、それに加えて全校に在籍する発達障害の児童・生徒へそれぞれ障害の種類と程度等に応じた教育を行っている。

その中で、発達障害の児童・生徒に対する教育的支援は、主として通級指導学級において行われているが、適切な指導方法の確立のためには、実践研究の積み重ねを通じた教員の専門性の向上が不可欠である。また、通常学級における特別に支援が必要な児童・生徒に対する教育においては、発達障害等に対する教員の理解は進んできているものの、まだまだ地域や通常学級へ通う保護者への理解が充分とは言えず、共生社会の実現に向けた啓発活動が求められるところである。更に、情緒障害等通級指導学級へ通級する児童生徒は、年々増加傾向にあり、また、発達障害等の児童・生徒は、すべての学校、学級に在籍するものと推測されることから、特別支援教育の将来展望と体制整備の方針を整え、重層的な支援体制の構築を図らねばならない。

本計画の策定にあたっては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人に対して適時・適切な支援を実現していくため、個別指導計画*14や個別の教育支援計画*15の作成と活用を進め、進級や進学に当たっての移行支援の機能強化を図るとともに、これまで以上に教育と福祉、医療、保健、労働等の関係機関との連携を強化し、保護者や地域への啓発を図る中でトータルに支援できる体制を整える。

すべての学校で、障害のある児童・生徒一人一人の障害の種類や程度に応じた専門的な教育を行い、児童・生徒一人一人の成長と発達を最大限に伸ばせる教育環境の整備・充実に努める。

障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努めるとともに、個別の教育支援計画の作成と活用による一貫性のある支援の充実に努める。

障害のある児童・生徒への理解を推進するため、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を促進するとともに、学校関係者、保護者、地域の人々に特別支援教育への理解啓発を図る。

プラン 1 推進体制の整備

(1) 固定学級、通級指導学級等における教育内容の充実

固定学級「知的障害」の教育課程の充実

情緒障害等通級指導学級の増設

特別支援教育に係る施設及び備品等の充実

通級指導学級支援員の配置

特別な支援を必要とする子どもへの早期からの支援

(2) 特別支援教室の開設

特別支援教室の開設準備及び開設

通級指導学級教員による巡回指導や相談の拠点校としての

役割強化

(3) 適切な就学の推進

継続した就学相談体制の構築

特別支援教育に関する相談担当窓口の一本化

施策名 (1) 固定学級、通級指導学級等における教育内容の充実

施策策定の背景

現在、市の特別支援教育の固定学級は、小学校3校及び中学校2校、通級指導学級は、小学校3校及び中学校1校で開設しているが、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の成長と発達を最大限に伸ばせる教育を実現するためには、教育内容の更なる整備と充実が求められる。このうち、情緒障害等通級指導学級に通級する児童・生徒の数は今後も増加が見込まれており、更に、すべての学校に在籍する知的な遅れのない発達障害の児童・生徒も増加傾向にある。

課題

固定学級の教育課程*16を充実させる必要がある。

国や東京都の特別支援教育に関する研修内容を生かした指導を行う必要がある。

特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に合わせ情緒障害等通級指導学級を増設する必要がある。

特別支援教育支援員や特別支援学級介助員*17等による人的支援の充実が求められる。

主に取組む内容<担当課>

固定学級「知的障害」の教育課程の充実<指導室>

情緒障害等通級指導学級の増設<学務課>

特別支援教育に係る施設及び備品等の充実<庶務課・学務課>

通級指導学級支援員*18の配置<指導室>

特別な支援を必要とする子どもへの早期からの支援<学務課・指導室・子ども育成課・障害福祉課>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
~	実施・充実・推進				
	課題整理	分析		改善	

学校が行うこと

- ・通常の学級と通級指導学級との連携を更に推進する。
- ・固定学級及び通級指導学級の教育課程の充実を図るための指導内容、方法の研究、開発を行う。
- ・特別支援教育支援員及び介助員の積極的利用及び連絡体制を強化するとともに、障害のある児童・生徒に応じた個別指導計画を作成する。

施策名 (2) 特別支援教室の開設

施策策定の背景

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、すべての学校における特別支援教育の推進を目指して、各校に特別支援教室を設置することを提案している。

特別支援教室は、現行の情緒障害等通級指導学級に通級している児童・生徒の指導内容の一部又は全部を担う機能と、在籍学級に概ね適応しているが一部特別な指導を必要とする児童・生徒への個別支援を行う機能、更には通級指導の終了に向けた計画的指導の場としての機能等が期待されている。

しかし、学校によっては、特別支援教室のための余裕教室等、施設の確保が難しい状況がある。また、情緒障害等通級指導学級の教員による巡回指導や相談以外にも、特別支援教室を常時運営していくための人的配置等、条件整備が求められる。

課 題

通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級、特別支援学校*19の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を整備する必要がある。

特別支援教室の開設と運営の条件整備を進め、地域や保護者に特別支援教室について周知を図ることが求められる。

主に取組む内容<担当課>

特別支援教室の開設準備及び開設<学務課・指導室・庶務課>

通級指導学級教員による巡回指導と相談の拠点校としての役割強化<学務課・指導室>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	事前研究	検討・準備	モデル校検証		実施
	事前研究	実施・充実・推進			

学校が行うこと

- ・特別支援教室の存在とその意義を教員や保護者、市民に周知する。
- ・特別支援教室が設置することができるよう、環境等の条件を整備する。
- ・教員は、特別支援教室での指導について、理解を深める。

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (3) 適切な就学の推進

施策策定の背景

特別支援教育体制は、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級等、それぞれの役割分担を明確にした重層的な支援体制の整備が求められている。現在、特別支援教育に関わる各学級への就学については、保護者が就学支援委員会*20へ就学相談*21を行い、就学判定を申し込むことにより、同委員会が判定しているが、最終的には保護者の意見を含めて決定するため、実際の就学先が判定委員会と異なるケースが生じている。そうした際には、就学先において、その児童・生徒に真に必要な支援が十分にできない可能性も想定される。また、発達障害の児童・生徒の場合、集団生活や対人関係において生じる様々な困難が、自尊感情の低下や自信喪失などにつながる二次障害を引き起こすことがある。

課題

就学相談結果を生かして、児童・生徒が一人一人の能力を最大限に伸ばせる就学先を選択することができる体制が必要である。

集団生活や対人関係において生じる二次障害に対する支援体制の整備が不可欠である。

主に取組む内容<担当課>

継続した就学相談体制の構築<学務課・指導室>

特別支援教育に関する相談担当窓口の一本化<学務課・指導室>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	検討・準備	試行	実施・充実・推進		
	検討・準備		実施・充実・推進		

学校が行うこと

- ・教員は、今後の特別支援教育体制及び自校の支援体制について理解を深める。
- ・特別支援学校等の外部機関との連携を図る。
- ・市の特別支援教育について熟知し、保護者や児童・生徒からの相談に対して適切な相談窓口や専門機関を紹介する。

プラン 2 教育内容の充実

(1) 通級指導学級の教育課程の開発及び研究

学校間、学級間での個別の教育支援計画の引継体制の構築
個別の支援を必要とする児童・生徒の系統的な教育課程の
開発と研究

(2) 個別の教育支援計画の充実

個別の教育支援計画作成研修会の実施
個別の教育支援計画作成及び活用についての保護者等への
啓発

(3) 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習の実践事例情報交換会の実施
交流及び共同学習の実践事例周知による保護者への啓発

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (1) 通級指導学級の教育課程の開発及び研究

施策策定の背景

本市の通級指導学級は、発達障害等の情緒障害を対象にした学級と難聴・言語障害を対象にした学級があり、どちらの児童・生徒に対しても適切な指導と必要な支援を行わなければならない。特に、発達障害のある児童・生徒に対する教育的な支援は、主として情緒障害等通級指導学級で行われているが、教育内容や方法の開発が十分でない状況がある。また、各学校の教育環境や児童・生徒の状況、設備等に違いがあり、各学校が独自に教育内容や方法を工夫している状況にある。

そのために、情緒障害等通級指導学級と通常の学級間での児童・生徒の情報交換等が十分ではなく、連続性のある教育課程の作成に課題が残る。

課 題

重層的な支援体制のもと、個別の支援を必要とする児童・生徒のための系統的な教育課程の開発や研究を行う必要がある。

主に取組む内容<担当課>

学校間、学級間での個別の教育支援計画の引継体制の構築<指導室・学務課>

個別の支援を必要とする児童・生徒の系統的な教育課程の開発と研究<指導室>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	検討・準備	試行	実施・充実・推進		
	研究		実施・充実・推進		

学校が行うこと

- ・進学時等に継続的な学習指導を行うことができる指導事例の資料を作る。
- ・学校間で継続性のある指導を行うために、指導の留意点などの資料を引き継ぐことによる事例研究と継続性のある指導を行うことができる体制を構築する。

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (2) 個別の教育支援計画の充実

施策策定の背景

市内の学校によっては、特別支援教育に対して高い専門性を有する教員が少ないため、十分な個別の教育支援計画が作成されていない状況がある。また、計画が作成されていても、教員間の共通理解ができていないことなどにより、十分な活用ができていない場合もあり、支援計画を有効に活用する組織体制の充実が求められる。

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対しても、保護者と連携した計画の作成を進める必要がある。

課題

児童・生徒のための専門機関や相談窓口となる関係機関との連携を強化して、個別の教育支援計画の活用が推進される体制を整備する必要がある。

主に取組む内容<担当課>

個別の教育支援計画作成研修会の実施<指導室>

個別の教育支援計画作成及び活用についての保護者等への啓発<指導室>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施・拡充・推進				
	準備	実施・拡充・推進			

学校が行うこと

- ・特別支援教育などを含む校外研修に教員が参加しやすい学校体制を整える。
- ・個別の教育支援計画の作成と作成方法の理解を図る。
- ・個別の教育支援計画の十分な活用を検討する。(一人一人の状況に応じた円滑な引継体制作り)
- ・特別支援教育コーディネーター*22を中心に、学校間、特別支援学級間、特別支援学校間との調整や計画実施ができる体制を整える。

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (3) 交流及び共同学習の推進

施策策定の背景

障害のある児童・生徒が通常の学級で共に学ぶことは、すべての児童・生徒にとって社会性を育むという大きな意義がある。しかし、現状は、学校行事の交流など限定的であり、日常的な交流を行うことができていない。これは、通常の学級と特別支援学級及び特別支援学校の時間割が異なることや受入れの際の人的支援などの環境が整っていないためである。

課題

教員や通常の学級に在籍している児童・生徒又は保護者に対し、特別支援教育の啓発を行い、お互いに理解を含める中で受入体制の更なる拡充が必要である。

主に取組む内容<担当課>

交流及び共同学習の実践事例情報交換会の実施<指導室・学務課>

交流及び共同学習の実践事例周知による保護者への啓発<指導室>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施・充実・推進				
	検討・準備	試行	実施・充実・推進		

学校が行うこと

- ・交流校での受入体制の環境を整備する。
- ・各学校で実施している交流及び共同学習の取組み情報を学校間で共有し、改善等に生かす。
- ・通常の学級の教員や児童・生徒に対して、特別支援学級の理念やその内容、また、個々の児童・生徒の現状を理解するための時間を設定する。

プラン 3 人材の育成

(1) 各学級の担当教員の専門性向上を図る研究及び研修の充実

特別支援教育研修会の開催回数増設

教員を中心とした情報交換等による指導技術研修会の実施

特別支援教育に関わる職員(特別支援学級、地域支援センター、都研修センター等)を講師とした教員研修の実施

心理の専門家等による校内教員研修の実施と拡充

通級指導学級教員等の巡回相談の活用

(2) 特別支援教育を推進するための人的支援体制の整備と充実

特別支援学校教諭免許状の取得推進

特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

心理の専門家による巡回訪問相談支援体制の整備

特別支援教育を担当する指導主事の専門性の向上

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (1) 各学級の担当教員の専門性向上を図る研究及び研修の充実

施策策定の背景

特別支援教育に専門性を有しているベテラン教員の大量退職等に伴い、経験の少ない若手教員が増えている。しかし、特別な支援を必要とする児童・生徒に対してどのように接し、支援を行うべきか、支援方法に関する具体的な事例をもとにした若手教員を対象とした研修の機会が少ない状況がある。また、特別な支援を必要とする児童・生徒が学級に複数在籍するため、指導方法が多岐にわたっていることから、スクールカウンセラー*23等の専門家との面談や個別に対応した事例研修及び指導経験を積むことが求められている。

特に、通常の学級の担任は、発達障害がある児童・生徒への指導方法又は対応方法（学習面、生活面）について研修する機会が少ないため、対象となる児童・生徒への支援や指導が十分にできていない。

課題

東京都教職員研修センターや特別支援学校と連携を図り、すべての教員に対して特別支援教育の研修制度を確立するとともに、特別支援学校への期限付異動を積極的に活用して、教員の専門性向上に努める必要がある。

通常学級の担任に対して、長期休業等を利用して発達障害のある児童・生徒への理解推進を図る研修を実施する必要がある。

主に取組む内容<担当課>

特別支援教育研修会の開催回数の増設<指導室>

教員を中心とした情報交換等による指導技術研修会の実施<指導室>

特別支援教育に関わる職員（特別支援学級、地域支援センター、都研修センター等）を講師とした教員研修の実施<指導室>

心理の専門家*24等による校内教員研修の実施と拡充<指導室>

通級指導学級教員等の巡回相談の活用<指導室>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	試行		実施・充実・推進		
・	試行	実施・充実・推進			
・	検討	試行	実施・充実・推進		

学校が行うこと

- ・特別な支援を必要とする児童・生徒の個別理解のための演習や事例研究を推進する。
- ・通級指導学級教員等の巡回相談を活用し、児童・生徒への対応や指導方法の研修を行う。
- ・通常の学級の担任による特別支援学級や特別支援学校の見学を行う。
- ・校内研修会において特別支援教育研修会を実施する。
- ・校外における特別支援教育研修への積極的な参加と、資料を共有する。
- ・都立あきる野学園地域支援センター*25の特別支援教育コーディネーターとの更なる連携を図る。

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (2) 特別支援教育を推進するための人的支援体制の整備と充実

施策策定の背景

各校では特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人のニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うため、教員の中から特別支援教育コーディネーターを指名し、校内体制の整備を図ってきた。しかし、ベテラン教員の大量退職とともに、特別な支援を必要とする児童・生徒の増加に伴い、専門的知識を有する人材が充足していない。

課題

特別支援学校教諭免許状*26の取得に向けて認定講習や長期休業等を利用した積極的な取得推進に向けた施策を講じる必要がある。

特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る必要がある。

心理の専門家による相談支援体制を整備する必要がある。

市教育委員会の特別支援教育を担当する指導主事*27の専門性の向上を図る必要がある。

主に取組む内容<担当課>

特別支援学校教諭免許状の取得推進<指導室>

特別支援教育コーディネーターの専門性の向上<指導室>

心理の専門家による巡回訪問相談支援体制の整備<指導室>

特別支援教育を担当する指導主事の専門性の向上<指導室>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	実施・充実・推進				
	研究	実施・充実・推進			
	検討	試行	実施・充実・推進		
	研修受講				

学校が行うこと

- ・特別支援学校教諭免許状の取得方法等について、全教員へ周知する。
- ・特別支援教育コーディネーター及び心理の専門家の活用並びにこれらの専門家と教員との連絡体制の強化を図る。

プラン4 関係機関との連携

(1) エリア・ネットワークの活用

都立あきる野学園等と連携したエリア・ネットワークの活用
促進のためのリーフレットの作成

関係機関等と学校との連携推進のための協議会の開催

(2) 特別支援教育推進委員会の充実

特別支援教育推進委員会の目的及び委員の構成の見直し、再
整備

(3) 副籍制度、居住地交流の活用の更なる推進

副籍交流、居住地交流のための関係校同士の協議会の開催

副籍交流、居住地交流の交流プログラムの開発及び研究

(4) 多摩立川保健所、多摩総合精神保健福祉センター等の活用

関係機関と特別支援教育コーディネーターの協議会の開催

(5) 学校間、学級間の教員連携の充実

就学支援シート等の活用のための幼保小連携推進委員会での協議

個別の教育支援計画を活用した各学校間及び各学級間の情報交換の推進

就学時等の会議における幼保小代表者の参加による連携の推進

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (1) エリア・ネットワークの活用

施策策定の背景

「エリア・ネットワーク」*28の機能は、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒やその保護者に対して総合的な支援を行うため、教育や福祉、医療、保健、労働等、地域性と専門性のある組織が連携を図り、障害のある幼児・児童・生徒のライフステージを適時、適切に支援していくことにある。しかし、教員のエリア・ネットワークの意義や機能への理解は、十分とは言えず活用するまでには至っていない。

また、特別支援教育コーディネーターの人数不足やコーディネートを行うための時間確保の難しさから、エリア・ネットワークを十分に活用することができていない状況がある。

課題

多様な幼児・児童・生徒を異なる立場から複眼的に分析し、生涯にわたって支援していくために、エリア・ネットワークを活用することができる環境の整備が必要である。

主に取組む内容<担当課>

都立あきる野学園等と連携したエリア・ネットワーク活用促進のためのリーフレットの作成

<指導室>

関係機関等と学校の連携推進のための協議会の開催<全部署>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	検討	作成	実施・充実・推進(配布)		
	準備	試行	実施・充実・推進		

学校が行うこと

- ・個別の教育支援計画を活用した必要な情報共有と学校間の情報伝達を行う。
- ・個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携を図る。
- ・特別支援教育のための地域との関わりを推進し、充実させる。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会*29の機能の更なる充実を図る。
- ・地域支援センター校*30(都立あきる野学園)と連携を図れる体制を構築する。

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (2) 特別支援教育推進委員会の充実

施策策定の背景

特別支援教育推進委員会*31の役割が明確でなく、活用の方向性が示されていないために十分に機能していない実態がある。

一方、特別な支援を必要とする児童・生徒は増加しており、特別支援教育を推進するために同推進委員会の役割を明確にすることが強く求められている。

課題

市全体の特別支援教育推進に向けた施策の中で、同推進委員会の果たす役割と位置付けの整理を行い、方向性を示したうえで同推進委員会の再編成が必要である。

主に取組む内容<担当課>

特別支援教育推進委員会の目的及び委員構成の見直し、再整備<指導室・学務課>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	準備	実施・充実・推進			

学校が行うこと

- ・特別支援教育推進委員会での協議内容を教員に周知する。

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (3) 副籍制度及び居住地交流の活用の更なる推進

施策策定の背景

副籍交流*32を行うための手順が特別支援学校ごとに異なり、受入校での対応が複雑化していることや副籍制度の活用事例の情報交換が少ないことなどが原因で、副籍制度の推進が進んでいない。加えて、副籍の児童・生徒の交流目的と交流校の交流目的や需要が異なるため、交流内容の調整が難しい状況がある。また、副籍制度を利用している保護者の交流の希望内容が、通常の学級との触れ合いが中心になっているため、通常学級の保護者の意識を高め、交流の意義を共有していく必要がある。

一方、居住地交流*33についても、児童・生徒、保護者へ特別支援学級に対する周知や理解が促進されていない面がある。また、居住地交流を希望する保護者の目的と学校の考える交流内容が異なるため、計画が複雑になる傾向がある。

課題

副籍制度についての啓発を通して、学校の果たす役割を明確にするとともに、すべての保護者への理解を推進していく必要がある。

居住地交流の趣旨を啓発するため、周知方法を工夫し、交流の更なる充実を推進する必要がある。

主に取組む内容<担当課>

副籍交流、居住地交流のための関係校同士の協議会の開催<学務課・指導室>

副籍交流、居住地交流の交流プログラムの研究・開発<指導室>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	準備	実施・充実・推進			
	研究	試行	実施・充実・推進		

学校が行うこと

- ・副籍交流や居住地交流を実施するための学校間での連携強化を図る。
- ・児童・生徒の情報交換、交流のねらい及び方法についての協議会を開催する。
- ・交流の事前、事後学習を実施し、課題を次年度以降に引き継ぐ。

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (4) 多摩立川保健所、多摩総合精神保健福祉センター等の活用

施策策定の背景

特別支援教育の推進のためには、特別支援教育コーディネーターを中心とした多摩立川保健所、多摩総合精神保健福祉センター等の保健関係機関との連携が不可欠であるが、保健関係機関に関する情報が少なく、また連携を行うための時間的、人的確保等が難しいという現状がある。

課題

関係機関の機能や役割を知る機会を設けるとともに、定期的な会議の設置等、連携が円滑に行える環境整備が必要である。

主に取組む内容<担当課>

関係機関と特別支援教育コーディネーターの協議会の開催<指導室・障害福祉課>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	準備	試行	実施・充実・推進		

学校が行うこと

- ・特別支援教育コーディネーターの活動時間の確保のための校内体制の整備を行う。
- ・児童・生徒の情報を必要とする関係機関に対し、その情報を確実に伝えるための整理を行う。
- ・特別支援教育コーディネーターから教員へ関係機関についての情報を提供する。

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との連携

啓発活動

施策名 (5) 学校間、学級間の教員連携の充実

施策策定の背景

特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校とその児童・生徒の進学先又は就業先との連携、幼・保・小・中と特別支援学校との連携及び通常の学級と特別支援学級（固定学級及び通級指導学級）の連携が必要であるが、お互いにどのような教育（保育園については保育）を行っているのか情報交換が十分ではない。

また、幼稚園や保育園から小学校に入学する際、児童の事前情報を保育園や幼稚園から直接聞き取る機会が少ない。小中学校の連携は、研修会等で情報交換を行っているが、日常的に情報交換を行うなど更なる連携が必要である。

課題

小中連携推進委員会*34、幼保小連携推進委員会*35の活用を図り、特別支援教育推進の観点から連携を一層進める必要がある。

個別の教育支援計画を活用した連携を推進する必要がある。

主に取組む内容<担当課>

幼保小連携推進委員会での就学支援シート*36等の活用のための協議

<学務課・指導室・子育て支援課・子ども育成課>

個別の教育支援計画を活用した各学校間、各学級間の情報交換の推進

<指導室・学務課・子育て支援課・子ども育成課>

就学時等の会議による幼保小代表者の参加による連携の推進

<指導室・学務課・子育て支援課・子ども育成課>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	試行	実施・充実・推進			
	実施・充実・推進				

学校が行うこと

- ・就学前の幼児を観察する場を設定し、各園に対してのヒアリングの体制を整備する。
- ・通常の学級の教員が、特別支援学級や特別支援学校を見学する校内体制を整備する。
- ・個別の教育支援計画の作成と学校間の引継ぎを確実にを行う。

プラン5 啓発活動

(1) 理解、啓発事業の推進

理解啓発リーフレットの作成と配布

広報誌や学校公開日等を活用した保護者や市民への理解、啓発の促進

市事業や学校行事と連携した特別支援教育の理解啓発事業の実施

(2) 保護者との更なる連携

発達障害や特別支援教育への理解啓発のためのシンポジウム等の開催

通常の学級及び特別支援学級に通う児童・生徒の保護者が交流できる場の研究

教育相談員の特別支援教育に対する専門性の向上

推進体制の整備

教育内容の充実

人材の育成

関係機関との
連携

啓発活動

施策名 (1) 理解、啓発事業の推進

施策策定の背景

市民や保護者への理解啓発の一つとして、リーフレット「昭島市の特別支援教育」が作成されているが、特別支援学級への就学相談のための活用が主となっており、通常の学級における特別支援教育に関する保護者向けの理解啓発資料が少ない。

特別な支援を必要とする児童・生徒への支援や指導についても、保護者や地域の方が直接参観することができる機会が少なく、特別支援学級に係る学校公開や行事の公開があっても、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者や関係者は多く参観するが、通常の学級の保護者等の参観が少ない。こうしたことから、特別な支援を必要とする児童・生徒にとって、保護者や地域の方に個々のニーズに応じた支援の内容が周知され難い実態がある。

また、発達障害等の社会的認知は進みつつあるが、特別な支援を必要とする児童・生徒に対しての適切な理解と支援の在り方について啓発を図る必要がある。

課題

共生社会*37の実現に向けて、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解にとどまらず、保護者を含めた多くの人々に対して、学校公開の機会などを通じて特別支援教育の理解啓発を工夫して行う必要がある。

発達障害等の社会的認知は進みつつあるが、特別な支援を必要とする児童・生徒への正しい理解を促進し、生涯に渡って適切な支援を行える体制を構築し、そのための取組みを工夫する必要がある。

主に取組む内容<担当課>

理解啓発リーフレットの作成と配布<指導室>

広報誌や学校公開日等を活用した保護者や市民への理解、啓発の促進<指導室>

市事業や学校行事と連携した特別支援教育の理解啓発事業の実施<指導室・学務課>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	準備	実施・充実・推進(配布)			
	準備	試行	実施・充実・推進		

学校が行うこと

- ・すべての児童・生徒に対して特別支援教育への理解と啓発を行う。
- ・今後作成する特別支援学級の紹介資料を保護者や地域に紹介する。
- ・特別支援学級の授業公開を通して、保護者や地域の人々への理解啓発を促進する。
- ・障害のある児童・生徒との交流や共同学習の場を授業公開に取り入れる。
- ・特別支援学級合同発表会の参観を、各校PTA役員等へ呼びかける。

推進体制の整備	教育内容の充実	人材の育成	関係機関との連携	啓発活動
---------	---------	-------	----------	------

施策名 (2) 保護者との更なる連携

施策策定の背景

通常の学級と特別支援学級との日常的な交流が不十分なため、児童・生徒同士の交流はもとより、保護者間の交流が少ない。また、通常の学級に通う児童・生徒の保護者が特別支援教育について知る機会も少ない状況にある。

一方、障害のある児童・生徒の保護者に対して、就学の段階での情報や学校の指導や支援の在り方が十分に伝わっていない場合には、児童・生徒の指導方針について教職員と保護者の考え方や指導方法が一致せず、信頼関係を損なう状況も見られる。

課題

すべての保護者に増加傾向にある発達障害を含め特別支援教育への正しい理解を図る必要がある。

通常の学級に通う児童・生徒の保護者と特別支援学級に通う児童・生徒の保護者が交流することができる場を提供する必要がある。

不安がある保護者のためのサポート体制や気軽に相談できる窓口体制を整える必要がある。

主に取組む内容<担当課>

発達障害や特別支援教育への理解啓発のためのシンポジウム等の開催<指導室>

通常の学級及び特別支援学級に通う児童・生徒の保護者が交流できる場の検討<指導室>

教育相談員の特別支援教育に対する専門性の向上<指導室>

年次計画

取組内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	準備	実施・充実・推進			
	準備	試行	実施・充実・推進		
	実施・充実・推進				

学校が行うこと

- ・昭島市の特別支援教育リーフレットを保護者会で配布し、説明する。
- ・各校での特別支援教育の取組みをまとめ、保護者会で周知する。
- ・すべての保護者に対して、特別支援教育の理解啓発を行う。
- ・通級指導学級の紹介資料を保護者会等で活用し、理解啓発を図る。

用語解説

- * 1 特殊教育
- * 2 特別支援教育
- * 3 発達障害
- * 4 学習障害（LD：Learning Disabilities）
- * 5 注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）
- * 6 自閉症
- * 7 通級指導学級
- * 8 特別支援教育支援員
- * 9 知的障害
- * 10 特別支援学級
- * 11 固定学級
- * 12 言語障害
- * 13 情緒障害
- * 14 個別指導計画
- * 15 個別の教育支援計画
- * 16 教育課程
- * 17 特別支援学級介助員
- * 18 通級指導学級支援員
- * 19 特別支援学校
- * 20 就学支援委員会

- * 21 就学相談
- * 22 特別支援教育コーディネーター
- * 23 スクールカウンセラー
- * 24 心理の専門家
- * 25 都立あきる野学園地域支援センター
- * 26 特別支援学校教諭免許状
- * 27 指導主事
- * 28 エリア・ネットワーク（構想）
- * 29 校内委員会
- * 30 地域支援センター校
- * 31 特別支援教育推進委員会
- * 32 副籍制度
- * 33 居住地交流
- * 34 小中連携推進委員会
- * 35 幼保小連携推進委員会
- * 36 就学支援シート
- * 37 共生社会

*1 特殊教育

心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容、方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行う学校教育の一分野のこと。

平成 19 年の「学校教育法」の改正により特別支援教育への転換が図られるまで、我が国は特殊教育制度の下での障害のある子どもの教育が行われていた。特殊教育制度においては、「特別な場」(特殊学級や盲・ろう・養護学校)で実施される障害のある子どもの教育を特殊教育としていた。

*2 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

*3 発達障害

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその障害が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。(「発達障害者支援法」)

*4 学習障害 (LD : Learning Disabilities)

学習障害は、基本的には、全体的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態である。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

*5 注意欠陥多動性障害 (ADHD : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常 7 歳以前に現れ、その状態が継続するものとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系の何ら

かの要因による機能不全があると推定されている。一定程度の不注意・多動性は、発達段階の途上においては、どの児童・生徒においても現れうるものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい紆案を示す程度の状態を指す。

*6 自閉症

自閉症は、以下の特徴によって規定され、医学でいう広汎性発達障害に含まれる障害である。

- ・人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られる。
- ・言語の発達に遅れや問題がある。
- ・興味や関心が狭く、特別のものにこだわる
- ・以上の諸特徴が、遅くとも3歳までに現れる。

これらの特徴は、軽い程度から重い程度まで見られ、一人一人の状態像は多様である。また、4～6歳頃に多動性が見られることがあるが、適切な教育や経験によって、多動性を含み、諸特徴が目立たなくなることが多い。また、自閉症は、その70%程度が知的障害を併せ有するとされており、知的機能の発達の遅れがない場合は、一般的に高機能自閉症と呼ばれている。医学的には、自閉症は、現在の状態に加えて、乳幼児期の状態を踏まえ診断される。自閉症に類似するアスペルガー症候群（知的機能および言語発達の遅れや問題が目立たず、発見されにくい）の診断には、特に乳幼児期の状態の把握が必要とされている。

*7 通級指導学級

教育活動全般において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、通常の学級に在籍しながら、障害の改善等に関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して受ける。

*8 特別支援教育支援員

原則として通常の学級に在籍する児童・生徒の学習において、支援をするために配置されている者。

*9 知的障害

記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいう。

*10 特別支援学級

特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分にその効果を

上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された学級である。都においては、「知的障害」、「肢体不自由」、「自閉症・情緒障害」、「病虚弱」の特別支援学級（固定制）を各区市町村の一部の小・中学校の中に拠点的に設置している。

都では、通級による指導（通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童・生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導【障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導や各教科の内容を補完するための指導】を特別の場で行う教育形態のこと。）を行う教室においても、「学級」として編成し教員を配置していることから、都における特別支援学級は、固定制の特別支援学級と通級制の特別支援学級がある。通級制の特別支援学級は、都内には、区市町村の一部の小・中学校の中に、「難聴」、「弱視」、「言語障害」（小学校のみ）、「情緒障害等」の学級がある。

* 11 固定学級

教育活動全般において特別な指導を必要としている児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、学習活動の全部を小・中学校に設置された学級に在籍し、指導を受ける。

* 12 言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

* 13 情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいう。

* 14 個別指導計画

幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手立てを各教科等全般にわたって作成するもの。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要である。

* 15 個別の教育支援計画

障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面から取組を含め

関係機関、関係部署の密接な連携・協力が不可欠である。

* 16 教育課程

法令に基づき、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等において、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画。

* 17 特別支援学級介助員

特別支援学級（固定学級）に通う児童・生徒に対しての介助のために配置されている者。

* 18 通級指導学級支援員

特別支援学級（通級指導学級）に通う児童・生徒に対しての支援のために配置されている者。

* 19 特別支援学校

「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成 19 年 4 月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった 5 種類の障害種別（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害である。「学校教育法」の一部改正により、都道府県等の判断でこれまでどおりの特定の障害に対応した教育を行う特別支援学校に加え、複数の障害（2～5 障害種別）に対応した教育を行う特別支援学校の設置が可能になった。

* 20 就学支援委員会

児童・生徒一人一人に最もふさわしい就学先を判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する委員会（就学支援委員会）が設置されている。

* 21 就学相談

障害のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のこと。義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会であるため、都立特別支援学校に就学する場合も区市町村教育委員会における就学相談を経由して都教育委員会に通知される。

* 22 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内

における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う。

*23 スクールカウンセラー

児童・生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、学校等に配置した臨床心理に専門的な知識・経験を有する者（臨床心理士など）

*24 心理の専門家

臨床心理士や心理カウンセラーなどの心理学を学んだ専門の者。

*25 都立あきる野学園地域支援センター

「エリア・ネットワーク」の拠点となる学校で昭島市の場合は、あきる野市にある都立あきる野学園となり、主にエリア・ネットワークの担当する部署が地域支援センターである。

*26 特別支援学校教諭免許状

以前の盲・ろう・養護学校教諭免許状から、平成19年4月1日に切り替えられた。一又は二以上の特別支援教育領域について授与される。（教育職員免許法）

*27 指導主事

指導主事は、教育課程や学習指導など学校の教育活動に対して指導・助言を行う。都や区市町村における教育課題の解決のために施策を企画立案するなどの役割を担う。一定年数の学校（教員）経験のあるエキスパートとして、都及び区市町村教育員会に配置されている。

*28 エリア・ネットワーク（構想）

全都を複数のエリアに分割し、エリア内の特別支援学校や小・中学校等の教育機関と保健・医療、福祉、労働等の関係機関が、それぞれの専門性に立脚したネットワークを構築する「特別支援教育システム」のこと。

*29 校内委員会

学校内に置かれた発達障害等の児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

*30 地域支援センター校

「エリア・ネットワーク」の拠点となる学校。小・中学部を設置する知的障害特別支援学校を指定している。

* 31 特別支援教育推進委員会

昭島市の特別支援教育を推進するために、特別支援教育に関する情報交換を行う委員会。平成23年度は年2回開催。

* 32 副籍制度

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりを維持・継続を図る制度。

* 33 居住地交流

市立特別支援学級（固定学級）に在籍する児童・生徒が、居住する地区の小・中学校と直接的な交流や間接的な交流を行う制度。

* 34 小中連携推進委員会

小学校と中学校の間で互いの教育課程等について情報交換を行ったり、児童・生徒同士の交流について企画したりする委員会。平成23年度は年2回開催。

* 35 幼保小連携推進委員会

幼稚園・保育園と小学校の間で教育方針について情報交換を行ったり、就学支援シートについて引き継ぎを行ったりする委員会。平成23年度から開始された。

* 36 就学支援シート

就学支援計画に含まれる書式の一つ。障害のある児童が豊かな学校生活を送ることができるよう、障害の様子や指導の手立て・手掛かり、就学後も引継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、就学前機関から小学校等に引継いでいくもの。小学校は、就学支援シートを個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成に役立てることが重要である。

* 37 共生社会

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。また、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。

（出典：文部科学省ホームページ・東京都特別支援教育推進計画第三次計画等より）

